

議案第16号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県西部総合事務所 新棟・米子市役所糶町庁舎用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市糶町一丁目151番ほか8筆	1,742.52平方メートルのうち100分の43

2 相手方

米子市

3 貸付期間

令和5年10月1日から令和15年3月31日まで

4 理 由

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎は県と米子市が合築したものであり、双方の行政サービスを提供する庁舎として使用するため、同市の庁舎持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。